平成２２年（フ）第５２９２号
千葉県流山市加１丁目20―10―505
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３０４号
埼玉県草加市西町760―５
債務者　平川　勝彦
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　康浩
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３０９号
東京都小平市上水南町１丁目16―11
債務者　北村　茂
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡山未央子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３４１号
東京都足立区大谷田１丁目１―１―916
債務者　青田　茂男
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　哲郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８５７号
東京都世田谷区代沢２丁目31―２―10Ｃ
債務者　田中　光
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志甫　治宣
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６９５号
北海道千歳市大和２丁目１番３号、申立時の住所北海道千歳市白樺５丁目14番地の７
債務者　川村　綾子（旧姓大熊・藤根）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９９２号
札幌市西区発寒10条４丁目３番２号　ディアス発寒中央Ｂ101号
債務者　石田　勝也
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１２０号
札幌市東区北22条東22丁目６番３号　アリエル元町202
債務者　宮島　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目46番地63　グローリーアンザイ202号
債務者　高橋　秀彰
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６３号
札幌市北区新川５条３丁目３番25―712号
債務者　本間　正巳
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６４号
札幌市北区新川５条３丁目３番25―712号
債務者　本間由美子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８２号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目４番17号　正和ビル202号
債務者　藤井　浩詞
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２９号
札幌市中央区北１条西26丁目１番10号　第１中村マンション１号
債務者　三津谷　滋
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３０号
札幌市中央区北１条西26丁目１番10号　第１中村マンション１号
債務者　三津谷京子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８７号
札幌市白石区北郷４条12丁目14番６号、申立時の住所札幌市白石区栄通２丁目６―20　グランメール栄通Ｂ302
債務者　對馬　隆成
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１５号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目４番５―304号
債務者　神田　雅行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部